

認可外保育施設の立入調査 について



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



立入調査の目的

- ◆ 児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する指導監督の一環
- ◆ 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、施設職員へのヒアリングや備付書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。



認可外保育施設の立入調査の根拠①-1

◆児童福祉法第59条 第1項

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、（略）第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて（略）認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。



認可外保育施設の立入調査の根拠①-2

◆児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第1～5号（略）

第6号

正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

認可外保育施設の立入調査の根拠②

◆認可外保育施設に対する指導監督の実施について

（令和6年3月29日付こ成保第206号〔最終改正〕令和6年4月10日付こ成保第230号（こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設指導監督の指針」抜粋）

【この指針の目的及び趣旨】

この指針は、児童福祉法（以下「法」という。）等に基づき、**認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。**

なお、**本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの**であり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）を満たすことが望ましいものであること。



認可外保育施設の立入調査の根拠③

◆ 認可外保育施設に対する指導監督要綱

(昭和57年6月15日56福児母第990号)

〔調査の実施〕

第8条 知事は、**原則として毎年度1回以上、別に定める計画**に基づき、その職員をして**定期的に**認可外保育施設及び必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。

また、必要に応じて、保育従事者、事務職員、利用児童の保護者等から事情を聴取する。

8 第1項の規定による立入調査のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、**随時に**認可外保育施設及びその事務所に対し**特別に立入調査（特別立入調査）**を行わせる。



参考：

認可外保育施設指導監督基準

都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」の別表として都HPに掲載

→ **東京都福祉局ホームページ**

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)

> 東京都福祉局

> 子供家庭

> 保育サービス

> 認可外保育施設について

> 指導監督要綱・指導監督基準について

● **認可外保育施設に対する指導監督要綱**

● **別表1 指導監督基準** (認可外保育施設指導監督基準)

● **別表2 評価基準** (1日に保育する乳幼児の数が6人以上、同5人以下、居宅訪問型(法人・個人))

● **実施細目** (認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目)

※法令改正等により適宜改正あり

保育施設に対する指導監督の組織

(東京都福祉局の場合)

指導監査部指導第二課
保育施設検査担当
(☎03-5320-4055)

子供・子育て支援部保育支援課
民間保育援助担当
(☎03-5320-4131)

- 認可保育所、幼保連携型認定こども園に対する実地検査

- 東京都認証保育所に対する立入調査

- 認可外保育施設に対する
立入調査

立入調査等と
改善状況の確認

- 設置予定者に対する事前指導
- 開設、変更、廃止、各届出受理
- 運営状況報告の徴収、事故報告等受付
- 研修の実施（東京都福祉保健財団に委託）
- 認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付
- 巡回指導（巡回指導チームの統括）

連 携

民間保育援助担当は認可外保育施設の担当です。
認可保育所、認証保育所の担当とは異なります。
上記のほか、認可外保育施設の事業停止命令、
施設閉鎖命令等の処分事務も担当します。



立入調査の流れ【一般的な流れ】

① 【都】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



② 【都】立入対象施設を選定、実施通知を送付



③ 【都】立入調査の実施



④ 【都】調査結果を通知

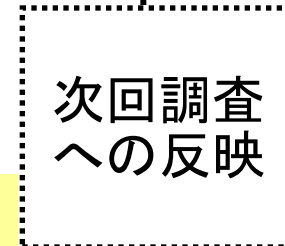


⑤ 【設置者】改善状況報告書の提出
(原則30日以内)



⑥ 【都】改善状況報告書の確認・再指導等

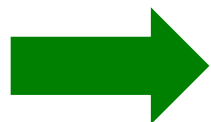
次回調査
への反映





立入調査【随時対応の場合】

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等



立入調査実施



立入調査の流れ【随時対応】

①【都】立入調査の実施

②【都】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【都】改善状況報告書の確認

・著しく不適正な保育内容
や保育環境である場合

・著しく利用児童の安全性
に問題がある場合 等

改善されない場合

⑤【都】改善勧告

⑥【都】改善状況報告書の確認

勧告に従わない場合

⑦【都】公表

・弁明の機会の付与

・都児童福祉審議会へ意見聴取

⑧【都】業務停止命令

又は施設閉鎖命令



令和7年度保育施設指導検査等実施方針 一般指導検査（立入調査）の重点項目①

（１）運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- （ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- （イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- （ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- （エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- （ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- （イ）安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

一般指導検査（立入調査）の重点項目②

（２）保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- （ア）子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- （イ）保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- （ア）児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- （イ）アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- （ア）乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- （イ）食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- （ウ）プール活動・水遊びや、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- （エ）上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- （オ）食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

立入調査を実施する施設の選定

【選定方法】

◆過去の立入調査において、

指摘事項の改善が図られていない施設

◆苦情、通報等が多く寄せられている施設

又はその内容から運営状況の確認を要する施設

◆新規に開設された施設

◆相当の期間にわたって、立入調査を実施していない施設

◆その他立入調査の実施が必要と判断される施設



立入調査における主な指摘事項

【認可外保育施設の主な文書指摘事項（令和6年度速報）】

指摘事項	件数
緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない	56
安全計画が策定されていない	40
入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみである	24
乳幼児の避難に適した設備等が適切に設けられていない	23
その他：消防計画を作成していない、窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていない、救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない、等	263
合 計(延べ)	406



【認可外保育施設の主な口頭指導事項（令和6年度速報）】

指摘事項	件数
サービス利用者に交付する書面の内容が不十分なので是正すること	75
保育従事者の外部研修等への参加が全くない。または施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていないので是正すること	32
利用者の見やすい場所における施設及びサービスに関する掲示の内容が不十分なので是正すること	28
入所後の乳幼児の健康診断を1年に1回しか実施していないので是正すること	23
避難・消火訓練が毎月実施されていないので是正すること	23
その他：調理、調乳に携わる職員の検便が月に1回、実施されていないので是正すること 等	64
合 計(延べ)	245

立入調査時の主な確認書類①

◆運営管理

日頃から、備えられているか、点検してください。

指導監督基準項目	
3 (2)	消防計画 避難消火訓練記録
(評価基準 3 (2) a)	防火管理者の選任・届出の控え (収容人数 30 人以上の施設)
7 (4)	職員健康診断記録 検便結果記録
7 (8)	安全計画
(評価基準 7 (8) j)	救命講習の修了証等 (過去3年以内に受講したもの) 関係機関への緊急通報訓練 (119番通報等の訓練) の記録
8 (1)	施設・サービス内容の掲示
9 (1)	履歴書 資格証明書 (保育士証等) 労働者名簿 (採用年月日がわかるもの) 雇用契約書 (労働条件通知書) 勤務表 (ローテーション表) 出勤簿 (タイムカード) (勤務実績がわかるもの) 賃金台帳
9 (3)	施設平面図



立入調査時の主な確認書類②

◆保育内容

日頃から、備えられているか、
点検してください。

指導監督基準項目	
5（１）イ （評価基準 5（１）b （a））	デイリープログラム
	保育日誌
5（３）ア	連絡帳（３歳未満児）
5（３）イ	緊急連絡表
6（２）イ	献立表
7（２）	児童の発育チェックの記録（身体測定の記録）
7（３）ア	児童健康診断記録
7（３）イ	保育施設付近の病院等関係機関の一覧
8（３）	サービス利用契約書（重要事項説明書、入園のしおり等）
9（２）	児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等）



改善状況報告について

判定区分(C・B)ごとに
用紙が異なります。

(かがみ文イメージ)

(改善情報報告)

提出日を記載してください。

令和 年 月 日

東京都福祉局長 宛

設置者・代表者名を記載してください。

設置者・代表者名

改善状況報告について

令和 年 月 日付 福祉指二第 号により通知のあった改善を要する事項について、別紙のとおり報告します。

(報告様式イメージ)

改善状況報告書(判定区分C)

区市町村名

経営主体

施設名

指 摘 内 容	事項別改善状況(又は方策)	改善の時期
保育に従事する者の数及び資格 保育に従事する者の数		
保育に従事する者の数		
非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定 消防計画を作成していないので策定すること。		

●事項別改善状況(又は方策)について、具体的に記入してください。

●改善の状況がわかる資料を添付してください。

●改善の時期の欄は、改善した日又は改善予定の時期について、記入してください。



立入調査結果の公表について（紹介①-1）

← → ↺ 🏠 fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/houjinshisetuzaitakujoho.html

🔗 ☆ 🌟 📄 👤 ⋮

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 都庁総合トップページ



日本語 English 中文簡化 繁體中文 한국어 Tiè ng Việ Tagalog नेपाली
မြန်မာ Malay Indonesian ภาษาไทย Français Português Español

サイトマップ

キーワードを入力してください

検索



トップ

分野別のご案内

施設案内

各種申請

調査・統計

職員募集

問合せ

現在のページ 東京都福祉局 > 福祉の基盤づくり > 社会福祉法人・施設等の指導検査 > 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

以下のリンクより、ご覧ください。

[社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者指導検査結果一覧](#)

お問い合わせ

このページの担当は 指導監査部 指導調整課 指導調整担当（03-5320-4051）です。

社会福祉法人・施設等の指導検査

- 1. 社会福祉施設等に対する指導検査業務システムの運用開始に伴う事業者情報の登録
- 2. 指導検査報告書
- 3. 社会福祉施設等に対する指導検査業務システム
- 4. 指導検査要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票
- 5. 集団指導資料
- 6. 障害福祉サービス事業者の指導検査について
- 7. 保育施設の指導検査について
- 8. 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果
- 9. デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査



立入調査結果の公表について（紹介①-2）



東京都福祉局

社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

[文字サイズ変更](#) [東京都HP](#) [福祉局HP](#)

このホームページでは、社会福祉法人及び各事業所について、東京都が実施した指導検査結果を検索・閲覧することができます。

東京都は、都民が安心して事業者を選択できるよう、また、事業運営の透明性の確保を図るため、指導検査の結果を積極的に情報提供しています。

検索するカテゴリを選択してください。

社会福祉法人

子供家庭

高齢者

障害者

生活の福祉

所在地でさがす 区市町村を選択

名称でさがす 名称の一部でも検索可能

指摘事項の有無 指定しない

さらに条件を追加（複数選択可）

🔍 検索